

三田市入札参加資格業者等の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市が執行する入札・契約手続に関する入札参加資格業者の取り扱い等を公表することにより、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 三田市建設工事入札参加資格者名簿（業者名、住所、業種及びランク）
- (2) 三田市指名停止基準
- (3) 前号により指名停止等を受けた入札参加資格者（業者名、所在地、指名停止期間、指名停止基準の根拠規程）

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、インターネットによる三田市ホームページ及び契約担当課における閲覧とする。

(公表期間)

第4条 第2条第1号から第3号に係る公表期間は、当該資格有効期間中とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。